

●香川県告示第158号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和5年6月13日

香川県知事 池田豊人

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

愛知県刈谷市朝日町一丁目1番地

株式会社ジェイテクト 取締役社長 佐藤 和弘

(2) 事業場の所在地及び名称

東かがわ市馬宿515番地1

株式会社ジェイテクト四国工場

(3) 特定施設に関する事項

設置しようとする特定施設

種	類	酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	141個/時 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	着手後1か月	
	使用開始予定年月日	完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		8時間連続使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	10.0	10.0
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	20	30
	化学的酸素要求量 (mg/L)	100	120
	浮遊物質 (mg/L)	10	20
	窒素含有量 (mg/L)	40	50
	りん含有量 (mg/L)	1	8
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	50	60
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	0	0	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し

(5) 排出水の汚染状態及び量

変更無し

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和5年6月13日から同年7月4日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
東かがわ市市民部環境衛生課